

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

教育課長 岡君。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

議案第5号および議案第6号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、多度津中学校敷地内にある「多度津町立多度津地区公民館」を本年度解体のため使用していないことから、改正しようとするものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条中の「多度津町立多度津地区公民館、多度津町本通2丁目11番5号」を削除し、あわせて、「多度津町立中央公民館、多度津町栄町3丁目1番9号」の3丁目の数字を漢数字に改め、又「多度津町立中央公民館本通分館、多度津町本通1丁目8番4号」の1丁目の数字を漢数字に改め、さらに、第12条中2行目「第11条」を「前条」と改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町公民館設置条例の規定は平成27年4月1日から適用する。」とするものです。以上、簡単ではありますが、議案第5号、多度津町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

次に、議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の主な改正は、多度津町総合スポーツセンター内の多度津町第2体育館における使用について、部分使用を追加するとともに、多度津町体育館いわゆる第1体育館の個人使用における照明料部分の文言を整理しようとするものであります。

それでは、まず、3ページの新旧対照表をご覧ください。

「別表第1（第3条関係）の欄で「多度津町第二体育館管理棟」を「多度津町第二体育館」と「管理棟」を区分しようとするものです。

続いて、4ページをご覧ください。

別表2の下段個人使用の照明料部分の文言、「上記専用使用部分使用に同額」を

「上記使用部分又は部分使用に同額」に改め、ページ5ページの下段、第二体育館の専用使用の下に「部分使用」を加え、「床面積の2分の1を利用する場合」「使用料および照明料について全面の2分の1」とするものであります。

さらに「個人使用の照明料」部分の文言、「上記専用使用に同額」を「上記専用使用又は部分使用に同額」と改めようとするものであります。

2ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成27年8月1日から施行する。」とするものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第6号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。